

ペスタロッチ『読書ノート』の未公刊手稿 (1785～1795/97)の研究Ⅳ

— 4種類の凶書と子殺し —

宮崎 俊明*

(1991年10月15日 受理)

Die unveröffentlichten Manuskripte J. H. Pestalozzis

„Bemerkungen zu gelesenen Büchern“ (1785～1796/97) IV

— vier Bücher und Kindermord —

Toshiaki MIYAZAKI

I. はじめに

未婚や既婚、産前や産後をとわず、子どもの生命を絶ついわゆる「子殺し」(Kindermord)のテーマは、旧西独では1970年代後半以来の社会史による発掘の成果で一層浮上してきた。G. Heinsohn と O. Steiger による『賢い女性の抹殺—魔女追放, 人間づくり, 子どもの世界—』が1985年の長期ベストセラーとして読書界の評判になったのもその一例である。また、このテーマでは女性、子ども、家族、性、医療をめぐる時事問題としても墮胎罪を規定する刑法218条が70年代に入るや論議の的になり今日にいたっている¹⁾。たとえば、バイエルンの小都市メミンゲンでの裁判は母性の神聖やカトリックの側の声を代弁するものとして「現代の魔女裁判か」とまでいわれた。さらにマイナス出生率のもつとも高い旧西独とその人口減少への政策的対応、墮胎を容認する旧東独の法体系の差なども新しい問題状況をうみだしている。これらは、極論すれば、子どもと女性の周辺での生命の倫理や暴力、それと関係のある社会のなかのメンタリティーや犯罪観念の構造の問題ともつながっている。

周知のように、子殺し問題へのペスタロッチの関与は『立法と嬰兒殺し』で展開された。そのタイトル・ページには「1780年に筆をとり、1783年に編む」、刊行は「著者の自費で」と書かれている。序文では「このテーマの書き方は長年検討してきたがいまも真実だと考える」が、遺作『白鳥

*鹿児島大学教育学部教育学科

の歌』の冒頭と似た書きだして「広い展望がもてず、かつ人間の真実には過ちが混入して完全な道はない」という確信と限界が記されている(KA. 9. 1, 3; cf. 28. 57, 286²⁾)。この執筆はイーゼリンが編集していた啓蒙的な雑誌『エフェメリデン』(Ephemeriden der Menschheit)の1780年2号(Bd. 2. S. 610)にのったベルン経済協会の懸賞論文の募集記事が契機となり、イーゼリンに手紙で照会や報告をしながら進められた(B. 538³⁾)。ただ、でき上がった作品は『リーナハルト』の蔭にかくれがちであり、ことに後期のコッタ版(1821)になるとニーデラーらのロマン主義的着色や人間学的分析へ傾き、逆に社会的な暗黒や心理的な深層を追究する方向は若干後退する。たとえば「子どもを産めるひとびとを産めないままにしておくようなすべての原則、つまり習俗、法令、権利、自由、しきたり、偏見、意見、これらが広くゆきわたっている国家による子殺し(allgemeine Staatskindermord)の明白な原因だ」(KA. 9. 49)といていた「国家による子殺し」の語は、コッタ版では消え、「迷蒙、欠陥、犯罪」となる(Cotta, Bd. 7, 335)⁴⁾。ここにはヨーロッパの反動期が作用したアムビヴァレントなかげりもみられる。

この激烈な作品『嬰兒殺し』のとらえ方には、単に時代の客観的条件のみでなく、その思想を理解し受容をする側のイデオロギー上の立場や教育学のパラダイムのモデルの差で原型の変型や恣意的把握を生む場合があった。その事例のひとつに A. Zander の場合がある。彼は、1934年以来、ナチズムに近い立場でスイスから出ていた月刊の「国民小雑誌」(Nationale Hefte)でその「国家による子殺し」を断罪する一方で、母性愛の擁護と国家社会主義の多産思想を結びつけた。しかし戦後はその彼が『ペスタロッチの精神的遺言』として「本来的な哲学的要求」をあげ、それを「人間学」として抽象レベルへおしあげている⁵⁾。また、『嬰兒殺し』の従来への扱いは、今日ではドイツの教育事典でも姿を消しつつある犯罪教育学(Kriminalpädagogik)の枠内で重視されつづけている部分がある⁶⁾。さらに、批判版全集の最大の貢献者で、書簡集全13巻を単独で編んだスイス、ヴィンタツールの E. Dejung とは対照的に、チューリヒのペスタロッチ研究所のここ10余年の活動方向に影響をもつ H. Roth は1989年に批判版の索引を上梓したが、その項目選択が文献的、歴史的な研究の成果をふまえてそれに耐えうる域に達しているかどうかは議論の余地もあろう⁷⁾。付言すれば、旧東独の O. Boldemann の全4巻本(1962-65)では『嬰兒殺し』は収録されず⁸⁾、長田新編集校閲の全13巻全集の第5巻(1959)は先のコッタ版を底本にしている。

それだけに1970年代以降の西独ではこれらと異なる方向で研究が展開する。教育学動向を批判的教育科学がリードするに至ってその立場に近くたつ A. Rang は、その『政治的ペスタロッチ』でディルタイの精神科学的立場の教育学がみせた道徳的、宗教的、人間学的なペスタロッチ像を解体し、ペスタロッチの「非神話化」(L. Froese)を進めた⁹⁾。このあと社会史的、精神分析的な方法論が浮上し、これらとの関連で主題を性で、方法を歴史で把える立場が登場する。その代表的成果が D. Hoof の『ペスタロッチとその時代の性』(1987)である¹⁰⁾。彼はペスタロッチが『嬰兒殺し』に容れている「多くの証言」(NUBES TESTIUM)15例に沿う形で北部ドイツの9教区などの子殺し審判の資料を発掘し、社会統計的な事実や100余の図像を分析してみせた。この研究は一方で『嬰

児殺し』を初版のマニュスクリプトに遡って構成し、性のイメージと社会史的事実がみせる時代のメンタリティを析出する点で漸新な成果となった。そこで彼が提示したのは次の観点である。「性関係のすべては社会の諸秩序と経済的、文化的、宗教的、審美的な観点からみた多面的な生活連関と心性との枠組から生まれ、かつそれと係わり……、逆にひとたび定った性の行動様式は社会秩序に影響する。」¹¹⁾

II. 『読書ノート』の子殺しテーマ — 4種類の図書 —

本稿は、上記のことを念頭におきつつ進める、ペスタロッチの『読書ノート』の継続研究のひとつである¹²⁾。彼は『嬰兒殺し』初版を世に問うた2年後、つまり『リーन्हルト』第4巻を執筆する前段階の1785年、時代の刑法や子殺しへの法律的、社会的提案の方向に図書をとおして接していた。それが『一般ドイツ文庫』(Allgemeine deutsche Bibliothek, Bd. 59, St. 1 verlegte von Friedrich Nicolai, Berlin und Stettin 1784, 622 S. [略号 AdB]) に採用されている次の4種類の図書である。

1. Ernst Carl Wieland: Geist der peinlichen Gesetze, 1 Teil, Leipzig 1783, 482 S. in: AdB, S. 384～391. (ヴィーラント『刑法の精神』ライプチヒ, 1783年, 482頁)
2. Georg Dieterich Karl List: Ueber Hurerey und Kindermord, Mannheim 1784, 124 S. in: AdB, S. 395 (リスト『買(売)春と子殺し』マンハイム, 1784年, 124頁)
3. Johann Melchior Gottlieb Beseke: Versuch eines Entwurfs zu einem vollständigen Geseßesplan für Verbrechen und Strafen, als ein Beytrag zur Preisaufgabe der ökonomischen Gesellschaft zu Bern, Dessau 1783, 158 S. in: AdB, S. 74～82. (ベゼケ『犯罪と刑罰の完全な立法計画構想試論—ベルン経済協会懸賞論文として—』デッソウ, 1783年, 158頁)
4. Julius Friedrich Heinrich von Soden: Geist der deutschen Criminalgesetze, Dessau 1782, Bd. 1, 1es Heft 132 S., 2er Heft, 114 S., Bd. 2 260 S., in: AdB, 80～87. (ゾーデン『ドイツ刑法の精神』全2巻3部, デッソウ, 1782, 132頁, 114頁, 240頁)

上のうち、AdBでは2. が1頁, 1., 3., 4. が8～12頁のスペースを与えられ, 2. がT., 他がIm. のイニシアルをもつ匿名の二人に担当されている。ペスタロッチが読んだのはこれらの全29頁であり, そのメモがチューリヒ, ペスタロッチ研究所, 手稿番号 II 27/2雑録 (Zürich, Pestalozzianum Ms II 27/2 Miscellanea) (現在の保管はチューリヒ中央図書館) に容れられている。ヴィーラントのマニュスクリプトについてはその221 Z[行].9～222 Z.35, リストは223 Z. 1～10, ベゼケは227 Z. 21～26, ゾーデン227 Z. 27～231 Z. 14の8枚に記され, その行数は順次66, 10, 6, 55行である。彼の関心の程度は, 採録の行数が一定程度示しているであろう。ただ, このマニュスクリプトの順序は, AdBの目次の順序に対応しないが, そのことから彼が目次順に読んでいないか, あるいはノートのとり方として目次の順序をくずしている, と考えられる。

また、この4種は AdB での法律論全12点のうちの一部だが、刑法論3点、法学教育論2点などノートに採録されなかった8点がある。さらにこの4種は、19分野全256点のうち19点がノートにされたうちの4点である。1784年版 AdB は2部からなり、そのうち4点の論文を除いて「短報」として紹介や批評がされるが、その分野構成とその点数、およびそこでペスタロッチがとりあげたものは次の表のようにになっている。

『一般ドイツ文庫』(AdB) (1784)の分野別点数とペスタロッチによる採録点数

分野	宗教・神学	法律	医学	文学	芸術(音楽)	小説	世間知	自然論	歴史・地誌・外交	知識人	文献批判・古典学	古銭学	ドイツ言語論	教育	ウイーン	戦争論	商業・財政	家政・農林	その他	合計
全点数	36	12	23	21	11	11	13	22	33	2	14	4	4	3	15	6	6	12	8	256
ペスタロッチ採録点数	1	4	0	1	0	0	7	2	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	19

この一覧表が示すように、AdB では哲学や心理学ははまだ分類カテゴリーにならず、むしろ「世間知」(Weltweisheit) にいれられて通俗性を高くしていた。「教育」も第1部では「家政」にいれられたほどに固有の場をもっていなかった。この表からみてもペスタロッチの関心領域は「世間知」と「法律」にあるが、その方向は、「道徳、政治、立法の文庫」^{ビフリオテーク}の副題をもった『エフェメリデン』誌の延長線上にあり、そこでは『夕暮』と『リーンハルト』の第1巻の部分が、AdB では後者のフランス語版の書評が「小説」の分野で紹介されている(St. 1. S. 439f)。

『嬰兒殺し』の執筆と『ノート』の作成との期間は4年たらずだが、その間に『リーンハルト』の続巻や『嬰兒殺し』の発表があり、そこにも法思想への彼の接近が読みとれる。とくに研究上興味深く、かつ留意を要するのは、彼の手稿、その典拠になる AdB、および AdB の紹介批評のもとになる原著がなす三層構造である。AdB でみた19点の原著に彼があたった形跡はないが、それが思想形成の背景のひとつであることに変わりはない。その意味では以下本稿の踏査は彼の思想を相対化するとしても、ともすれば起こっていた彼の独自性ないし絶対化という過大評価から解放し、彼を客観化することになろう。本稿の目的のひとつもそこにある。それゆえ以下では、4種の原著での法思想、とりわけ刑法における嬰兒殺し、処罰、買(売)春等の把握やその防止、経済構想などの整理を主たる作業課題とする。その場合本稿では主題の展開上、1, 3, 4, 2の順でとりあげ、これらとペスタロッチの『嬰兒殺し』とにみられる差異や類似にも概略ふれておきたい。

1. ヴィーラント『刑法の精神』(1783)

ライプチヒ大学の哲学教授による本書は、AdB の紹介がいうように全6章の構成でなく、1) 法的権利の限界と立法家の義務、2) 刑法の本質とその究極目標、3) 刑法の完全化のための警察

制度の役割、4) 犯罪と刑罰、の四つの章からなっている。その意図は、「市民社会の目標である安全の確立と促進」をはかる「法の真理」の究明にあり、序言でいうように、「モンテスキュー、カタネーオ、ベッカーリアのごとき業績との比較検討の試み」でもあった。このため「市民の自然権を恣意的に制限する」さいに生じる権力の危険を調整し、かつ現代および将来の必要を満たすことが立法の課題となる。国家と市民、法の拘束力と人間の自由、この双方の確立をめぐる法の完全さと不完全さを犯罪と刑法の問題として追究するのがヴィーラントの問題意識である。

その点で「立法的権力」としての「実定法」が市民社会の安全を促進しようとしても、歴史的、実態的には一方で諸侯の法権力の専横の行使がその範囲を逸脱し、他方でそれが思想史上の自然法的見地と抵触するとき、その接点をいかに見出すかが問題になる。また、実定法を優先させるなら、それが諸侯の権利のごとく支配構造を恣意的に設定し固定化するとともに、支配される側の解放への自然的欲求といった心理的根拠と抵触する。さらに自然的諸権利の拡張は市民社会の秩序を乱すであろう。そこに自然的諸権利をどの程度に保障しかつ制限するかが課題になる。その点でヴィーラントは、たとえば子どもをめぐる親の権利を承認しながらも、その国家による実定的制限を肯定し、基本的には反自然法的立場を選ぶ(5f) (以下、カッコ内に当該ページを記入する)。

彼にとって法は、ペスタロッチ自身も着眼しているように、その人間学的根拠ともいべき「運動-行為の根拠」(Bewegungs- und Handlungsgrund, 2, 8) から導かれ、心理-社会的には「自己保存」、倫理的には「行為の自由」からとらえられる必要がある。行為を規制・支配し、評価・処罰する立場は、「自然的に規定されない行為の根拠」によっている。このため行動の態様を規定する身体的、社会的、文化(風土)的現実に留意する必要がある。それは道徳や宗教の場面では思考と行為を維持し変容させる条件となり、教育や法制の構造にうめこまれて学校や教会として制度化されていくからである。法律にあっては、たとえば「実定的賞讃」と「実定的処罰」(positive Belohnungen/Strafen) が設定され、極論すれば実定法のもつアメとムチが整えられる。いいかえれば行為の制度化は、「風土、国土の(経済)生産性、住民の身体特性」に規定され、モンテスキューのいうように国民性には風土が影響する。ここに人間性を規定する「風土、労働、さらには心理的能力」をめぐる現実条件の解明が求められる理由がある(26~33)。

市民の行動を方向づけ、それを実定化するには、市民社会の「安全の促進」と市民の「必要の安定化」および「衝動と欲求」との関連を考察の対象とし、市民社会の「内的な力と外的な力」の形成に寄与せしめ、かつ国家の社会階層に平等を確立する必要がある。行為とその制度化との倫理的次元は、意志の自由と国家による社会的環境のもとにある。したがって、行為と制度とを媒介する法の問題は、市民の行為の根拠とその行為の自由の条件をみずしては解明できない。自然ないし自然的自由と道徳ないし市民的自由との対立や、前者の無限の開放の危険と後者の制限の不当さを看過しないこと、これが国家と立法家の双方のいわば道徳的な使命であり課題である(34ff)。

社会化されない活動は自然そのものだが、「自己活動(Selbsttätigkeit)なき徳はありえない。」市民社会での自由の制限は必然的だが、制限はその大きさに比例して、能力の自己活動の実践的展開

を低下させる。逆に自己活動が自然化するなら、自由の市民的表現との間に断絶が生じるであろう。したがって、社会における「自己活動の作品」というべきは、善悪の表象で根拠づけられた認識行為の成果であり、方向性をもつ道徳的行為である(36ff)。

市民社会で自己活動と自由を実現する条件を人間学的、法制的に探究するヴィーラントは、三つの政治形式での対立の様相を描く。制限なき自由を体现する法の実態が「君主政であり、その危険は市民の自己活動に「受動的服従」を強いるところにある。ここでの「立法の暴力作用」は、「市民社会の成員の共同体的結合の促進を妨害し、市民に自然的にそなわる合目的機能と抵触する」(38)。かかる為政者の権力は、市民の行為の根拠と意志の自由を外から規制するが、このとき市民の行為は他者の単なる道具と化す(38)。また、「^{アリストクラティ}貴族体制」のもとならば、行為の「受動的服従」が道徳的には賞讃の対象となろう。しかし、この従属は「成員の完全なる平等と尊厳の確立と高揚を追求する」^{デモクラティッシュ}「民主的国家」の方向と対立する(40f)。

ただ、意志の自由に依拠する法的行為は、政治の支配形式のみでは規定されない。むしろ「宗教、教育、民衆の啓蒙、外国との政治関係、住民と外国人との交流や混合」にも規定され、この方が市民社会には重要である(35)。市民の情緒と思考の方法に及ぼす宗教の大きい影響力は、そこでの習俗と儀礼にみられ、その心理的影響力は、たとえばピエール・ベールの『歴史批評辞典』ほかでもつとに示唆されていた(45)。従来から宗教が国家の支配目的のために政治的に利用され、^{ゼクト}宗派間の抗争となってきたが、今や市民社会ではそれが社会的心性に影響し、そこでの熱狂と迷信がみせるように基本的に「人間憎悪」に導いている。時代の立法の緊急課題のひとつは、信仰のこの危険な誤用の回避にある(46ff)。

このような問題を批判的に克服する方法のひとつが「人心への啓蒙のもうひとつの方向づけ」ともいうべき^{エルツィーフンク}教育である(55)。教育の課題は「国家体制にある危険な欠陥の改善」にあり、「国家の有効な改革の道はその計画の実施手段である子どもの陶冶への細心の留意なくして拓かれない」(53)。青少年を「善良で有用な市民にする」には、道徳にも功利的目標をもたせ、教育が「国家への奉仕と市民の幸福への能力を働かせる」べく、「従順、勤勉、他人への好意と愛情ある態度」の形成が求められる(53f)。たしかに、教育一般は諸侯や国家、家族や両親にとって身分的道德と経済的エートスの基幹をなしてきた。しかし、啓蒙の時代にあっては他国民との接触で「国民的習俗」をつちかわねばならない。かつての「宗教的憎悪」のような、いまの「国民的傲慢」でのつまづきには警戒が必要である(55,48)。

行為が自由意志的か恣意的かの両極に逸脱するとき、宗教的には罪、道徳的には悪、法律的には犯罪となろう。犯罪には、行為と法の不一致、道徳律と法制への不服従が根底にあり、そこでは市民に一方で宗教的熱狂や憎悪、伝統的権威への反発、社会的、心理的な錯誤や葛藤を生み、他方では自然法的正義概念からして国法への不服従が正当化される場合もある。したがって、市民にはその社会生活の「必要」から発し、かつ人間学的な「行為の根拠」にもとづく行動が法的な「強制義

務」をもつ。そこでの犯罪概念は宗教的次元と自然法水準では一致せず別様に位置づけられる。

また、法からの逸脱や法への違反の行為としての犯罪は、性の男女、発達でのおとなと子どもに応じた身体的、心理的な差で異なり、刑事上、教育上の予防や矯正の方式も異なる。たとえば、男女はその精神で差はなくとも、その身体感覚器官では女性が敏感であり、このため身体的自由の同程度の拘束でも受けとめ方は異なる。生活上の恐怖感情は女性に高く、女性の方が男性に比し道徳的であり侵犯は少ない(366f)。さらに少年少女の心理も成人に比し自律と自己統制の力が弱く、それが彼らに成人からの統制を招く。しかし、そこでの圧迫は偽善とたくらみを生むだけでなく、犯罪を構成する要因ともなる。また、犯罪とその処罰をとらえるには、公教育、警察体制、支配的宗教の制度を考察すべきである。もし逆に法が道徳を支配するなら、行為の道徳水準を低下させ、法や道徳に疑似宗教的な迷信や狂信が混入するなら、その処罰は往時のごとく厳格になり極刑に傾くであろう(370f)。

ペスタロッチがノートをとる場合、その仕方は1) 完全な引用、2) 部分省略や内容変更をした引用、3) 彼の側の意見表明や連想・備忘的事項の記録、三種に分類できる。このヴィーラントの著書に関しては手稿は2枚ならず、62行だが、2)と3)の方法のために批判版全集にシェーネバウムの手でそのすべてが収録されている(KA. 9. 392ff)。まず、ペスタロッチは、「社会の究極目的としての安全の促進をする法的権力の基礎的な解明」の必要をうたう本書の主題紹介の部分を取りだし、ことに刑法が「人間の行為の根拠」にたち、処罰を恐れる内部意識に与える作用を述べる見地に注目する。彼の最大の関心は、AdBの紹介者と同様、第4章の「犯罪と刑罰」にあり、次の犯罪規定「…市民が市民社会の究極目的に必要な義務を読みとりえず、自己保存の義務に反するあらゆる法律違反の行為」を引用した。ただ、自殺は犯罪に属さずとみる見地に加えて、次の三点にも注目している。1) 行為の道徳性の程度は、犯罪者の人格、啓蒙や愛着といった内面状態、風土や国土の自然状態およびそれと関連する住民の食糧・職業事情といった外的環境に関連すること。2) 青少年、高齢者、女性の教育や宗教教育が不十分なこと。3) 妄想、うつ病、ろうあ、白痴、白昼夢、これらによる法律違反の行為は刑罰の対象の外にあるとはいえ、その防止対策を講ずべきこと。これらの概要の箇所をペスタロッチは採録している。なお、AdBにはもちろん原著にも子殺しに関する論述はない。

2. J. M. C. ベゼケ 『犯罪と刑罰の完全な立法計画構想試論—ベルン経済協会の懸賞論文として—』(1783)

本書は、その副題が示すようにイーゼリンをとおしてペスタロッチも関係した団体の論文募集に応じた作品である。それは原著冒頭に掲載されている手紙がいうように、その協会の事務局長が著者に1782年9月4日付で出版を促し、翌年デッソウで上梓された(II)。ベゼケは、「人間性の哲学、とくにその立法上の倫理論の作業」をめざし、諸国民の性格、市民とその「教養」に関連する「人

類愛」の行為を究明しようとした。すなわち、立法をとおして困窮と悲惨の救済、逸楽と犯罪の防止、福祉施設による市民の安全と幸福の保障、秩序と一般的安寧の再構築がめざされ、それをイーゼリンに先導された『エフェメリデン』誌の方向を似て、世界とヨーロッパや、若い世代と貧困層のための時代の教育課題とみた (IV, VII ff)。

社会と個人、国家と市民との間に実態としてある対立の緩和や解消が期待される課題である。しかし、社会的人間としての個人には徳が、国民としての市民には安全の保障が求められるとき、そこには内在的な矛盾がある。国家の関心と市民のそれとは均衡をもたないからである。市民生活の安全保障は、国家の側からはその支配形式のいかんを問わず市民に自由の制限を招き、程度の差はあれ、市民にとっては法と権利の制限は不可避である。「市民の自由」は、国家が市民を操作対象としての「^{マシーネ}キカイ」とみるか、心身、幸福、安全の面で「人間」とみるか、そのいずれであれ、「国家の自由」と対抗関係にある。換言すれば、国家の強さは市民に弱さを、市民の強さは国家に弱さを求める (1~15)。

また、「市民の^{ツェグント}徳」は、相対的な「^{モラールシエ}道徳的な徳」であっても、絶対的な「哲学的な徳」になりえない。むしろそこでは「善き市民と悪しき人間」とがいわば「両棲的人間」(Amphibien)として「黒い欲望」を高める。「徳ある人間は、よき市民だが、逆に、よき市民がつねに徳ある人間とはかぎらない。」さらに、「快樂の人間はしばしば悪しき市民であり、その場合、しばしば知識の欠如、偏見、情念などにとらえられて、いわば「道徳の病い」に陥り、それが傷害から窃盗の幅で人心と国土に蔓延する。この問題への対処は、積極的には、徳を促進して快を抑制し、消極的には、人間の心理と刑法からみて、「恐怖心と罰」に依存するしかない。いうならば、それは主知主義と禁欲主義とで個人と市民に徳と自由の消極的実現をはかる試みである (16~21)。かかる矛盾・対抗関係のゆえに、論調は犯罪と刑罰、検察と裁判の刑法構想、教育と更生など、概略次のように展開される。

「刑法 (Criminal-Gesetze) は、国家の安寧を阻害する自由行為を刑罰の威嚇でさし止めんとする法律である」(82)。その場合、一方で犯罪の規定には使用言語の平易さや共通性を考慮すること、犯罪の対象と程度の差が、国民の性格、習慣、道徳、宗教等と関連すること、犯罪者はしばしば社会的弱者であり、彼らに善意と誠意で接して寛刑に徹すること、これらへの留意が必要である。また他方では、市民的自由を承認しつつ、党派性からの自由を保持することも必要である (85ff)。具体的な刑罰は、犯罪行為の主体となる国家、君主、官吏および私人によって分類され、そのうち、前三者は国家ないしその代表的な人格への反逆や批判を目的とする「物理的、言語的な暴力」の使用に応じ、最後の「私人 (Privatpersonen) への犯罪」は、「社会的義務」(gesellschaftliche Pflicht) の有無と程度に応じて分けられる。それを本稿の主題に関連する婦女子 (Frauenpersonen) の場合を中心にあげると、次のとおりである。

I. 「社会的義務のない犯罪」 1. 人命にかかわる場合 1) 不可抗力なら (1) 2年の懲役

(Zuchthaus) (2) 墮胎ないし胎児が活着しているときは終身刑、すでに死亡のときは10年 (2) 故意なら 死刑 2. 健康にかかわる場合 (1) 寡婦がその子どもを死亡させたときは5年の懲役 (2) にせ医者(Quacksalber)による傷害は3月の懲役 (3) 産婆による母子への傷害には4週~1年の懲役、死亡させたときは1年の懲役と以後の活動停止 3. 自由にかかわる場合 (1) 暴力による損害は相当額の2倍の罰金 (2) 婦女子への損害は生計費の2分の1の賠償、男性によるときは5年の懲役 (3) 誘拐者はその年齢と性別をとわず20年の懲役 4. 名誉毀損の場合 女性への性的暴行をふくむ。

II. 「社会的義務をともなう者の犯罪」 1. 婚姻関係にある場合 (1) 子どもへの暴行傷害(Mißhandlung)には1年の懲役 (2) 姦通は既婚者には1年、未婚者には3月の懲役 2. 親子関係にある場合 (1) 子どもへの暴行傷害には10年の懲役 (2) 親に対する子どもの暴行には10年の懲役 (3) 親ないし売春婦として子どもを遺棄し、子どもの監督と保護を怠ったときは6月の懲役、また、そのために子どもを死に至らしめたときは、男女を問わず斬首刑とし、一命をとりとめたときは終身刑 (4) 墮胎には終身刑 (5) 子どもへの虐待ないしその放置は養護施設(Erziehungshaus)での費用の全額負担。

さらに、「自己および自然法に反した犯罪」行為であり、かつ性犯罪と婦女子の保護に反する犯罪としては、公娼売春(öffentliche Hure)には1年、そのおき屋(Hurenwirth)には1年半の懲役に処す。また、扶養すべき女性を入籍せずにいる40歳以上の男性には年収の6パーセント、女性を婚外関係におく者にはその3パーセントを孤児院(Findlingshaus)へ、死亡にさいして子どもがいるときは遺産の二分の一を養護施設へ抛出させる。近親相姦には2年、獣姦は終身の刑とする(100~111)。

なお、以上のほかに「犯罪の様相をおびる」行為とそれへの対策が提示される。青少年には知的な未熟と自覚のなさによる行為があるが、それに対してムチを使用しその罪過を公開するみせしめは是認される。「メランコリー、ヒステリー、ヒポコンデリーはそこに理性的思考を欠くかぎり犯罪でない」が、痴呆化し「幼児化した老人」には監禁が必要である。妄想や白痴の者には後見人を要し、彼らが物的損害を与えた場合は後見人はその二分の一を弁償し、死亡事故なら4年の懲役刑に処せられる。妄想は「公的な管理」のもとにおき、民衆の間に流布する「月夜の医者」¹³⁾の迷信的行為はそれ自体犯罪でなくとも、死亡事故が発生すれば終身刑が科される。容疑には、その動機に故意、敵意、しつとがみられず、宗派的対立によらないと立証されるなら、責任と賠償はまぬがれる。また、共犯行為の自白は刑期を二分の一に減じ、密告は賞の対象にされる(114~120)。

このような自白や密告への言及とも関連するが、「法律以外に警察体制で犯罪と快楽を抑え」「道德小規則(Sittengesetze)を定めて抑制せねばならない」(121)。「道德小規則」によれば性の純潔を維持するために風紀取調官(Zuchtrichter)が、夜間に催される陶酔的な集会や風習、飲酒などの取締りと規制をし、罰金を科す権限も与えられる。その一方で報償制度があり、3人以上の子どもを立派に育てた父親や60歳まで無処罰の者、逃亡犯をとらえた者など、彼らには税の半減や2年

間の免除などの恩典を与える(121~123)。

AdBでのベゼケには、先のヴィーラントや後述のゾーデンと同様、7~8頁がさかれながら、手稿ではわずか6行にすぎない。ペスタロッチの注意をひいたのは、最終章にある逮捕と刑事法廷での容疑者の保護に関する箇所だけである。

3. ゾーデン『ドイツ刑法の精神』(1782)

本書全3巻は、1782~3年に先のベゼケと同様の地デッソウで出版された。その目的は、法改革と刑法の究明にあったが、ゾーデン自らいうようにベルン経済協会の懸賞論文には関心を示さない。彼は犯罪を「個人の生存目的への攻撃ないし破壊」として位置づける。犯罪は「自由の分量(Freyheits=Portionen)の恣意的破壊」であり、その点からする女性の誘拐や子殺しのあつかいが本書のひとつの新鮮さである。誘拐はこう定義される。「道徳的人間をその意思に反して快樂充足のために暴力的に攻撃し、その自由を奪い、かつ社会の福祉に反する強制力である。」この犯罪はペテン、文学上の疾風怒涛がもちこんだ興奮と感情過多、世間の情事に助長されて「流行犯罪」(Mode-Verbrechen)と化し、当の婦女子だけでなく、その親と家族をも暗黒の淵につきおとしていく(Bd. 1, 142, 1 ff; Bd. 2, 1~6, 144)。

「経験! 経験! これこそ私の論文の(不可侵の)城だ」(Bd. 1. 92)、とするゾーデンは、わが子を殺した娘の姿を次のように描いている。誘惑された彼女は両親からの折檻をおそれ、自分の妊娠をかくしてきた。世間への恥辱、そのしうち、育てにくさ、これらが自分の子を葬る決心をさせる。これは許されぬ行為であり、自身その身を焼くような行為である。……両親が来る。しかし、もう嬰兒の姿はみえない。彼女とて結婚、子の親としての気持、家庭の安らぎや暮らし、わが子の幸せなどに思いをはせてきた。その思いが彼女をまもるが、不幸が彼女を襲う。夜の冷え込みはその子を死に至らしめた。もうおそい。自身一命はとりとめたが、このけがれなき娘は、いまや人殺しの責めを負うことになる(Bd. 1. 34ff)。

ゾーデンには、人為的手段による避妊または墮胎も新生児の殺害とともに子殺しに属し、いずれも犯罪の構成要件を満たしている。その場合、二通りがある。ひとつは直接的で犯罪性は高い。「窒息、傷害、へその緒の首へのまきつけなど、動物にもない恐るべき方法がとられ、人間としての恥、養育の放棄になる」(Bd. 2. 118)。また、二重の犯罪要件をもつ売春が生み出す子殺しや、新生児の遺棄もある。もうひとつは産婆や肉親が関与する間接的な子殺しである。これも「子どもへの保護義務と自然法に反する行為」であって、生命に対する「道徳的な質の破壊」にほかならない(Bd. 2, 109)。それは「社会の基盤をゆるがし」「国民福祉への脅威」であるだけでなく、人口増への障壁であり、道徳的、神学的な問題もはらんでいる(Bd. 2, 109, 113)。

ゾーデンにとって狭義の子殺しは新生児をその母親が自らあやめる点で女性犯罪である。たしかにそれは生命の価値への無理解、未婚の出産を恥じる不安、親や親族におこる事態への懸念、育児

不安からおこった (Bd. 2, 137)。しかし、この殺人の動機や意図はおおむね証明が困難である (Bd. 1, 34ff)。逆に、純粹で崇高な道徳的行為が人間的な行為として自然法則と自由意志に立脚する点からみれば、上の諸事情がうむ犯罪行為は本質的でない。それゆえゾーデンはこの狭義の子殺しには「人間を擁護する」寛刑を要求する。彼は死刑廃止論者となり、「禁固刑自体が社会に重荷である」と考える (Bd. 1, 34ff, 40, 88~93)。その防止には貧困と養護をめぐる福祉政策の推進や社会の道徳的改善を求め、加えて「官憲の用語であっても父子のものでない」法律用語を平易にする啓蒙も要請する (Bd. 2, 127, 56)。

AdB で上のゾーデンの図書紹介に接したペスタロッチは、次の二つ文章の完全な抜書きと三つの文章を大略引用した。「刑法の目的は社会的諸権利の保護にある。犯罪の軽重を判定する尺度は、全体の福祉にとっての不利益の大小にある」 (AdB, S. 80)。「刑法はある行為をするかあるいはそれを抑制するかを選択する自由人を前提にする。犯罪の質と処罰の妥当性を決定するのも、その自由の多寡にかかっている」 (ebend, S. 81)。また、犯罪行為の故意には直接、間接の両面があること、心気喪失による犯罪も、母親の子殺しの場合では、刑法上情状酌量の余地のない飲酒による場合とはちがうこと、これらの見地がメモにされている。また、犯罪防止のために提案される警察、教育、宗教の役割機能、法の啓蒙、模範住民の表彰、授産施設などの整備充実の方策も注目されている。

4. G. D. K. リスト『買 (売) 春と子殺し』 (1784)

マンハイムの医師リストによる本書は、先の三書に比べればペスタロッチの『嬰兒殺し』との関連は高い。マンハイムの宮廷顧問官シュマルツが1780年に懸賞論文のテーマとして「啓蒙開明期における道徳と犯罪の問題として買 (売) 春と子殺しの防止に実行可能な方法」を問うたのに刺激され執筆されたからである。ペスタロッチはその募集案内を1780年後半に知り、ただちに執筆、83年にライプチヒで先のゾーデンと同じ出版社から自費で出版した。リストのものは84年にマンハイムでの81年5月7日と84年1月27日付の序文をのせて出版された。これは先の三人のものとは異なり、むしろペスタロッチの作品に似たパセティックなトーンで書かれている。

「性の逸楽への欲望のもとで人間が危険にも今日のように病んでいる時代はほかになかった……。買春というこの恥ずべき快樂よ！ それが高貴で自由な存在を非理性的動物に転落させ、その傷は日ごとに深まっている」 (9)。「周囲に子殺しがひろまる。そして自殺が……。買春の恐るべき結果よ！ この快樂が人間にひきおこす恐るべき荒廃よ！」 (8)。買春が国家に秩序を失わせ、子殺しを増やす。捨て子施設、矯正施設、墮胎など、これらの是否や実態が問われねばならない (9f)。「倫理の死が地上にひろがっている！ 官能が人類にくびきをかけている。徳、美しい徳よ、汝はこわされず残れるか。否、好色漢を恥と猜疑とが待ちうける。おそるべき快樂の囚われびとよ！ だが、まだわれわれは理性をもたぬ蓄獣にまで墮してはいない。……結婚への愛はなおわれわれの

高鳴る胸に育ち花開くだろう。」「徳の息子」である人間には「名誉と理性」が幸福をもたらす(5f)。

かかる現象の一般的背景には、感覚的、性的な快樂を増幅させている教育 (Erziehung)、読み物・演劇 (Lektüre/Schaubühne)文化、と消費生活の資沢 (Luxus) の三つがある。子どもはわがままになり、若者は社会にあるコケットリー (Coquetten) の病弊に感染し、それを男女が同席する教室の学校教育が助長している。人気のある演劇はコメディに独占され、ダンスの学校 (Tanzschule) や夜間舞踏会では「若い男女がひどい音楽にあわせて腕をくみ無礼講をはたらいっている。」生活上の奢侈は、「それ自体有害であり」「それ自体経済的な悪であって」健康にも悪くなんらの益もない(15~22, 38)¹⁴⁾。

「ほとんどの国民を悩ませている感覚的なものの悲惨の源泉が奢侈であり、……これが買(売)春が一般的である第一の原因である。」その快樂への欲求は、市民や知識層よりも日雇労働者の層にはるかに強い(21f)。男たちは時代がもてはやす芝居や通俗詩人ウーツ (J. P. Uz) の世界にいてこう歌う。「いまどき女は高くつく。もしも惚れたりしようなら、飾りや遊びがいることか。でも楽しみもいっぱいだ」(30f)。夫を失った女や父親が商賈で破産した娘が売春に走っていく(29)。

そこで、買(売)春の防止策として、奢侈の典型である衣服の華美を制限する「衣服条令」(Kleiderordnung) の導入がはかられる。それは身分と階層に対応させ、「国民服」の構想まで示す。貴族、役人、知識層、市民、市民権のない都市住民、軍人、農民など、それぞれに着衣が制定され、女性の場合も主婦、未婚の娘、女中のように区分される。貴族を除き、真珠のネックレス、金銀の装身具、高級な刺繍や高価な衣料、バンド、レースなども禁止される。さらにこれらの装身具をもつ高齢独身者 (Hagestolzen) は、国家には不利益、善良な娘たちには有害な存在であり、彼らの結婚年齢の時期を規定し早めねばならない(49~54)。

また、「婚姻とその自由の制限」が買(売)春のもうひとつの原因である(40f)。とくにそれは兵隊の場合にみられ、未婚、既婚を問わず、通りいっぺんの「風紀規則」に背いて彼らを買春に走らせている。そこでは国家がになうべき責任と負担は大きく、結婚を奨励する一方で公娼を是認するディレンマがみられる。買春こそが売春の潜在する構造的な原因であり、逆に売春は買春の結果にすぎない。

買春の防止に必要なのは、都市貧困層、農民および兵隊に対する結婚の奨励と推進であり、それによって売春を抑止し、双方の性犯罪を減少させる方向づけである。生活の経済基盤の弱さが結婚を困難にし、それが買春と売春を生んでいる。これにはたとえば都市住民に「公営紡糸工場」を設立して彼らを雇用し、農民には過重な夫役や租税を軽減する必要がある。それによって生活基盤の安定が進み、貧困層婦女子の結婚が可能になり、寡婦となった場合も生活苦は若干おさえられるだろう(55~57)。

職業軍人層でもその道徳的荒廃が彼らを買春に走らせ、性病など保健上の問題を生んでいる。こ

れには駐屯地に妻帯者用宿舎を拡充し、別居の場合でも妻子の扶養手当を充実する必要がある。また、宿舎内に同居する妻子にはその「教育要員」をおき、寡婦になった場合を考慮し公的な寡婦基金(Wittwenkasse)を設立する必要があるだろう。さらにこの軍人層が婦女子との関係でひきおこした妊娠と出産には、その救済と保護に特別の措置が求められる(58~60)。

独身者や兵隊の実態を知らぬ法制当局の「人間への無知」には責任が問われてしかるべきである。取締りの警察当局にも売春の「悲惨への開眼」が迫られており(46)、取締りには保護的な立場が求められる。買(売)春の周旋には5~20ライヒス・ターラーの罰金刑と6年から終身の範囲で実刑が科されるが、とくに売春の女性当事者は、教育-労働施設(Zucht- und Arbeitshaus)へ収容する方向で保護されるべきである(63f)。

以上、本書の前半であつかわれた買(売)春問題は、後半では「この啓蒙された哲学の時代に」女性を自らの子どもの殺害へと追いこんだ子殺し問題へ移る。心やさしい罪なき女性が、「おお神よ、恐るべきときが、妊娠のうたがいが、子どもの死が……」と叫びながら子殺しに手をそめる事例が頻発している。市民社会に茶飯事の男のあざむきは、妊娠ゆえに「若き悩めるヴェルテル娘」(junge leidende Wertherin)を生む。貴族身分の男にひかれてその子どもを産んだ女性には相手の出自ゆえに捨てられた自分の辱恥は緩和されるかもしれない。しかし、その新生児は「闇から闇へ」ほうむられ、ときに孤児院の子となる。一方、職人や日雇労働者の男たちと関係した多くの女性たちの場合、相手の逃亡やそれとの離別がおこり、官憲にはその証拠事実もなく裁判もできぬままに彼女とその子どもだけが残される。雇い主にあざむかれたよるべなき女中、夫が兵役中の人妻、駐屯地の売春婦、彼女らの周辺にはあやしげな薬売りがあらわれる。それにはふる屋や美容院をかねる者、そこに入出入りするいかさま手術師(Barbierern)や産婆がいて、危険きわまりない種々雑多な墮胎をなりわいにし、ときに兵士や牧師もそれにかかわっていた(69~84)。女性が自分の子どもをあやめる主な原因は、未婚ゆえに世間からうける非難とその恥、自分で養育できない悲惨へのおそれである(75)。彼女らは、社会の側の意識の変化や救済の道が不十分なままに、自責に悩み、子殺しのあと、あるいはその前に「ヴェルテル」と異なる悩みで、自殺に追いこまれる場合もあった。

かかる事態にリストは、1765年2月8日付プロイセン勅令のごとく彼女らに極刑だけで対するのではなく、それに反対するゾンネンフェルスに賛同する一方で、防止への対応を求めて次のような提案もする。未婚女性の出産には処罰でもって臨み、その娘たちへの家族や雇い主にみられる適切を欠く難詰や暴行には罰金を科す。助産婦には宣誓の上出産事情を説明させ、地区ごとに未婚出産の事実を当局に報告させる監察婦(Wachtenweiber)をおく。警察の監視を強化し、未婚出産は助産婦と警察の報告義務事項にして、その隠蔽は厳罰の対象にする(4. 1, 94ff)。

一方、未婚出産のゆえに身元のない孤児(Findel-Kinder)のためには孤児院の設置を各市町村に義務づける。そこでは基本目標を「市民と兵士の育成」としながら、教会関係の相談員

(Seelensorger)と学校教師を関与させる。この施設は、不衛生と不健康をさけ、さらには維持費の軽減のために農村部に設置するのが望ましい。捨てられたすべての新生児は、洗礼後、原則として3歳まで収容され、6歳まではそこでの保母(Pflegemutter)に担われる。4歳以後も在籍する場合には親の側は50ライヒスターラーの返済をはじめが、支払い能力を欠く貧困者の場合は慈善資金に依存しつつ、12~15歳で工場労働に出したり、兵役につかせて退院をはやめる(102)。この孤児院の維持費には、主として風紀警察の徴収した罰金の三分の二や、子どもの親の側から洗礼や婚約のさいに納入させる金があてられ、孤児本人が25歳に達したあと支払う年間24~45クロイツァーの返納金もあてられる(112)。

子殺しに対する刑罰は、男性には懲役を主とするが、女性にはその後の母子関係に配慮して死刑は避けられる。ただ、彼女らは、年1回、その犯行の日に刑務所の門を出て、3人の刑吏、12人の兵士、各ひとりの太鼓たたきとふれこみ人によって街頭をひきまわされる。この「おそろべき子殺し女の公開」では彼女らは、断髪され、半身裸身でみせしめの台上に立たされるのである(123, 118)。

このリストの原著がAdBで与えられたのはわずか1頁にすぎず、「ただのおしゃべり練習」とするとき非好意的嘲笑的な書評でおわっている。ペスタロッチの手稿でも10行にすぎない。「彼(リスト)はなにより買(売)春に猛烈に反対する。そのタイトルからして子殺しの論文だが、「実際は奢侈と政治諸制度と関連している」、とペスタロッチは記している。

Ⅲ. 相互比較 —むすびにかえて—

以上、図書の紹介・批評誌『一般ドイツ文庫』に登場し、ペスタロッチがその『ノート』にとったヴィーラント、ベゼケ、ゾーデン、リストの著書につきその原書にあたりながら、そこでの法律思想や子殺しの主題内容を資料面を重くみて引用を多用する形でとり出してきた。これによってペスタロッチの同じ関心の背後にあり、かつ時代の一般状況となっているものを一定程度確認できた。最後に、以下これらを相互に比較し整理することでむすびにかえたい。

ヴィーラントとベゼケは、国家ないし市民社会における安全と犯罪とを対比させて、法と刑法を位置づけた。そのさいとくに自然法と実定法、自由と制限を対比するなかで実定的、制度的に傾く現実的立場をとった。また、それを習俗、宗教と道徳のイデオロギー、領邦や国家で異なる社会体制や文化様式などで補強する方へ傾斜した。ヴィーラントが説く、人間の「行為の根拠」と「自己活動」からの発想は、原理的だが抽象レベルにとどまり、それだけに警察や教育の現状の諸制度を受容し、その部分的改革で犯罪の予防を構想していた。彼にくらべればベゼケは、国家権力と市民の自由との対立を認識しつつ、その犯罪の分類がみせたように、犯罪は経済的、性的、心理的な弱者である貧困層、女性、障害者に相対的に多発するのをつかんでいた。また、その防止には風紀の

取締りと善行の表彰など、ムチとアメでもってすれば、善と悪に対応する人間の「両棲動物的」性格に対処できるとみていた。

ゾーデンの場合は、上のふたりとは異なる仕方で子殺し問題を取り上げ、刑法上の寛容と社会的救済を説いた。その思想は、自然法的、個人主義的で「人間の擁護」の立場をとり、基本的に啓蒙主義的であった。感覚的逸楽という悪が、現状の教育、奢侈、文化で増幅されるのが性犯罪であり、その分布に社会階層による差をみていた。それゆえ、防止対策としては教育の改善、奢侈の規制、文化の検閲をし、下層階層にむけ重点的に、しかも一定程度上からの啓蒙と指導強化をすすめる傾向もみせた。

上の三人が法一般、刑法の哲学や立法化を現状の制度の枠内での部分的改定で説いたのに比し、リストは問題事例をあげる多さにおいて他をひきはなし、買(売)春と子殺しの問題解決に社会政策的な提言の多いのがめだつ。しかし、AdBでの扱われ方と評価は極端に低かった。このことは、その発行年と他の事例からしても可能だったペスタロッチの『嬰兒殺し』が採用されなかった事実と対応するであろう。ベッカーリアなどを例外にして、AdBと当時の法哲学や刑法学の講壇はそれほどに保守的であった。男性の買春や女性の子殺しを社会問題として提起したのは彼ら法律家ではなく、むしろ医家リストと教育家ペスタロッチだったのである。

ペスタロッチの『嬰兒殺し』は、上の四人をこえる激烈な問題提起である。その折出は本稿の目的ではないが、15の審問記録「多くの証言」は、18世紀前半の子殺しの心理的実態を示し、それにかかわった「牧師や心理相談員の報告」とともに権力とイデオロギーの非教育的な措置を表面化させている。「自殺者と子殺しの歴史的な究明」を求めて彼がいう「刑法の苛酷さ」や「習俗の問題性」は、いいかえれば、「法」や「裁判の不備」による「国家の子殺し」でもあった(KA. 9. 21, 26, 49)。改善されるべきは、たとえば売春をする女性たちを取締る役所とその女性係員や、彼女らの収容室であり(KA. 9. 19f)、なにより究明され打開されるべきは子殺しへ導かれた女性たちではなく、彼女をそこへ追いつめている原因である。ペスタロッチのことばに即していえば、それは次の八つである。1) 誘惑する男性の側の欺瞞 2) 性に対する法的処罰 3) 貧困 4) 宮廷や都市に働く女性の境遇 5) 親、親族、後見人に対する恐怖心 6) 偽善的なまじめの装い 7) 旧悪をめぐる単なる反省や法による外からの処罰 8) 出産事情(KA. 9. 71~108)。

文 献

- 1) たとえば、Der Spiegel の23/1971, 21/1973, 38/1988, 20/1991では、カバー・ストーリーになっている。
- 2) Pestalozzi Sämtliche Werke, hg. v. A. Buchenau, E. Spranger, H. Stettbacher, 1927ff, Bd. 9, SS. 1, 3. 以下、ペスタロッチのテキストは(KA. 巻数, 頁)の表示にしたがう。
- 3) Johann Heinrich Pestalozzi Sämtliche Briefe, hg. v. Pestalozzianum und Zentralbibliothek Zürich, erarb. v. E. Dejung, 1946~71, 13 Bde, 以下書筒は(B. 書筒番号)の表示にする。
- 4) Pestalozzi's Sämtliche Schriften, 1821 (Repr. 1971) (Cottasche Ausgabe)
- 5) Zander, A.: Pestalozzi und Kindermord, in: National Hefte, 7. Jg. S. 479~485. ders.: Der „Kindermord“, eben-

- da, 1941f, 8. Jg. S. 56f. ders.: Pestalozzis geistiges Testament, 1952.
- 6) Wisendanger, W.: Probleme kriminalpädagogischen Denkens, 1963; Brauneck, A. -F.: Pestalozzis Stellung zu den Strafrechtsproblemen, 1936.
 - 7) Roth, H.: J. H. Pestalozzi Sämtliche Werke und Briefe —Kritische Ausgabe— Provisorischer Registerband, 1985.
 - 8) J. H. Pestalozzi Ausgewählte Werke, hg. v. H. Dieters, 1962ff.
 - 9) Rang, A.: Der politische Pestalozzi, 1967; 拙稿「ペスタロッチ研究の変遷と新動向」日本教育学会「教育学研究」1981, 48-2; T. Miyazaki: Pestalozzi und seine Lektüre, hgu. eingel.v.D. Hoof, Braunschweiger Arbeiten zur Schulpädagogik, Bd. 8, 1992.
 - 10) Hoof, D.: Pestalozzi und die Sexualität seines Zeitalters, 1987; 拙稿, ホーフ著『ペスタロッチとその時代の性』(文献紹介), 日本教育学会「教育学研究」1989, 56-2, 42.
 - 11) Hoof, D.: 10) S. 434
 - 12) 「読書ノート」の全体の概観や AdB 等については, 拙稿「ペスタロッチの『読書ノート』未公刊手稿(1785-1795/97)の研究」I, II, III. 本誌37(1986), 38(1987), 41(1989) および拙著 T. Miyazaki 9) 参照。
 - 13) 拙稿. 12) II, 225頁以下。
 - 14) リストはこの個所を『エフェメリデン』誌, 1777年第1巻166ページから引用しているが, ペスタロッチもこの雑誌の同じ巻号を読んでいる。

Zusammenfassung

Toshiaki MIYAZAKI: Die unveröffentlichten Maunskripte J. H. Pestalozzis „Bemerkungen zur gelesenen Büchern“ (1785~1795/97) IV —vier Bücher und Kindermord—

In diesem Beitrag wurde versucht Pestalozzis Lektüre als eine Fortsetzungsarbeit aufzuklären, indem man die Gesetzgebung, vor allem in bezug auf sexuelle Verbrechen von Frauen und Mädchen und Kindermord untersuchte. Er war Leser der „Allgemeinen deutschen Bibliothek“, 1784, und hat aus neunzehn Rezensionen vier ausgewählt:

1. Ernst Carl Wieland: Geist der peinlichen Gesetze, 1 Teil, Leipzig 1783.
2. Johann Melchior Gottlieb Beseke: Versuch eines Entwurfs zu einem vollständigen Gesezzesplan für Verbrechen und Strafen als ein Beytrag zur Preisaufgabe der ökonomischen Gesellschaft zu Bern, Dessau 1783.
3. Johann Friedrich Heinrich von Soden: Geist der teutschen Criminalgesezze, Bd. 1. les Heft, 132 S., 2er Heft, 114 S., Bd. 2., 260 S., Dessau 1782f.
4. Georg Dieterich Karl List: Ueber Hurerey und Kindermord, Mannheim 1784.

„Gesetzgebung und Kindermord“ von Pestalozzi wurde jedoch nicht rezensiert, obgleich man das Werk zum Termin der Veröffentlichung glaubte, in die „Allgemeine deutsche Bibliothek“ aufnehmen zu können. In seinen Manuskripten bezieht sich Pestalozzi insgesamt in

nur einhundertsevenunddreiig Zeilen auf Zeilen auf diese Werke. Dabei handelt es sich teilweise um Auszge und auch um Pestalozzis Bemerkungen.

Wir haben uns damit beschftigt, aus diesen vier Originaltexten allgemeine Gedanken und Plne zur Vorhinderung von femininen Verbrechen, Prostitution und Kindermord zu erklren, miteinander zu vergleichen und einzuordnen. Man kam zu folgenden Zwischenfazit:

Nach Wieland und Beseke mssen Verbrechen vom konservativen Standpunkt der positiven Rechte von Staat und Gesellschaft bestimmt werden. Wieland kam ohne eigentliche Analyse prinzipiell und konservativ zu diesem staatsrechtlichen Schlu. Beseke kam zum Schlu, da er die Widersprche zwischen staatlicher Sicherung und brgerlicher Freiheit erkannte und die konomische, gesellschaftliche und psychologische Schwachen, d. h. Arme, Frauen sowie Mdchen und Behinderte fr die Mehrheit der Verbrecher hielt.

Bei Soden wurde im Kontrast zu den beiden oben genannten Autoren zuerst Kindermord thematisch behandelt, und sein Grundgedanke beruht auf der Verteidigung des Menschlichen. Nach seiner Auffassung geschehen sexuelle Verbrechen aus sinnlicher Lust, die aufgrund von Erziehung, Kultur und Luxus in der jeweiligen Zeit verstrkt auftreten und deren Tendenz verndert sich parallel mit der gesellschaftlichen Schicht. Ohne Reform der Erziehung, Luxusverbot wie Kleidungsordnung, kulturelle Zensur, die von der Regierung besonders auf die unteren Klassen angewendet werden sollte, wird keinen Verbrechen vorgebeugt werden knnen.

List hat als Mannheimer Mediziner auerhalb der Rechtsphilosophie bzw. der Kriminalgesetze einen sozialpolitischen Vorbeugeplan gegen Prostitution und Kindermord vorgeschlagen. Seine Abhandlung, die er wie Pestalozzis „Gesetzgebung und Kindermord“ der „konomischen Gesellschaft zu Bern“ vorlegt, bekam dort keinen Preis und auch in der „Allgemeinen deutschen Bibliothek“ nur eine negative Beurteilung. Sie steht jedoch Pestalozzi nher als die anderen drei Publikationen.

Wenn man in den obigen vier Bchern die Gedanken und Vorschlge ber Kindermord und sexuelle Verbrechen vergleicht und dieselben in Pestalozzis Werk betrachtet, wird es klar, da er „acht Quellen der Uebel“ und fnfzehn Flle von Kindermrderinnen (Nubes Testium) radikaler und fortschrittlicher beurteilte.

Danken mchte ich fr die Entlehnung von vier Bchern der Niederschsischen Staats- und Universittsbibliothek Gttingen.

(Bulletin of Faculty of Education, Kagoshima University, vol. 43, 1991)